

△通知編▽

原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律施行令の一部を改正する政令等の施行について
昭四四衛発二〇一

五三〇

今回の改正は、特別手当の支給の制限を緩和するとともに、健康管理手当の支給対象の拡大を図るものであること。

第二 特別手当の支給の制限について

1 特別手当は、従来、本人、その配偶者又は本人の生計を維持する扶養義務者の法第三条第一項に規定する所得税の額が、一万七二〇〇円をこえるときは、その全部について支給が制限されていたが、今回令第一条第二項の規定を改正し、これらの者の当該所得税の額が、一万七二〇〇円をこえ、二万二七〇〇円以下であるときは、特別手当の二分の一についてのみ支給の制限を行ない、月額五〇〇〇円の特別手当の支給を行なうこととしたこと。なお、改正後の令第一条第二項の規定は、昭和四四年四月以降の月分の特別手当の支給の制限について適用され、同年三月以前の月分の特別手当の支給の制限については、なお従前の例によるものであること。

2 昭和四四年四月一日前に法第二条第二項の認定を受けた者（以下「受給権者」という。）であつて、特別手当の全部について支給を制限されているものについては、すでに提出されている当該受給権者の特別手当認定申請書、規則第八条の届書等により、改正後の令第一条第二項の規定により四月以降の月分の特別手当がその二分の一についてのみ支給を制限される者であるかを調査し、その結果四月以降の月分の特別手当について、支給制限額を改める必要がある場合は、受給権者に文書でその旨を通知するとともに、改正後の様式による特別手当証書

に所要の事項を記載して交付すること。なお、この場合において、受給権者に改正前の様式による特別手当証書を交付しているときは、受給権者から当該特別手当証書の返納を求めるものとする。

3 令第一条第二項の規定の改正に伴い、特別手当の様式（規則様式第三号）を一部改正し、特別手当の支給制限額を記載する欄を設けたので、昭和四四年四月一日以降に交付する特別手当証書は、改正後の様式によるものとする。なお、特別手当受給権者に現に交付されている特別手当証書については、原則として、当該受給権者が昭和四四年五月に規則第六条の届出を行なつた際にこれを回収し、新たに改正後の様式による特別手当証書を作成して交付するものとする。

第三 健康管理手当の支給対象の拡大について

1 健康管理手当の支給の対象となる法第五条第一項に規定する厚生省令で定める障害として、新たに「水晶体混濁による視機能障害を加え、」水晶体混濁による視機能障害を伴う疾病にかかつている特別被爆者であつて、法第五条各号のいずれかに該当するものは、健康管理手当の支給を受けることができることとしたこと。

2 「水晶体混濁による視機能障害」を伴う疾病の有無については、昭和四四年四月一日衛発第二〇九号本職通知「原子爆弾被爆者の医療等に関する法律施行令第六条第三号の規定に基づき、同号に規定する厚生大臣が定める障害を定める件」の一部改

正について」の2に定める基準によられたこと。

3 「水晶体混濁による視機能障害」を伴う疾病については、法第五条第三項の規定に基づき厚生大臣が定める期間は一年であるから（原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律第五条第三項に規定する厚生大臣が定める期間（昭和四三年厚生省告示第三五二号）参照）、法第五条第二項の認定を行なうに当たつては、健康管理手当認定申請書に添えて提出される診断書に記載された今後治療を要すると認められる期間を考慮のうえ、一年以内において当該疾病の継続すると認められる期間を定めるものとする。

4 「水晶体混濁による視機能障害」を伴う疾病に係る健康管理手当の認定の申請は、規則の一部改正施行日である昭和四四年四月一日以降受理できることとなること。

(注一) 五一五頁（注二）参照。
(注二) 五一八頁（注四）参照。
(注三) 四八〇頁（注三）参照。
(注四) 五二一頁（注九）参照。

○原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律の一部を改正する法律等の施行について

昭和四四年八月二日 衛発第五四三三号
各都道府県知事・広島・長崎市長あて
厚生省公衆衛生局長通達

原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律の一部を改正する法律は、昭和四四年七月二五日法律第六五号をもつて公布、即日施行され、また、これに伴う原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律施行令の一部を改正する政令（昭和四四年政令第二〇二号）及び原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律施行規則の一部を改正する省令（昭和四四年厚生省令第一九号）は同日公布、施行されたところである。今回の改正は特別被爆者の死亡について、葬祭料の支給を行なうこととしたものであるが、次の事項に留意のうえ、その取扱いに遺憾なきを期せられたい。

なお、この通知においては、原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律（昭和四三年法律第五三三号）を「法」と、原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律施行規則（昭和四三年厚生省令第三四号）を「規則」と、それぞれ略称する。

記

第一 改正の趣旨

特別被爆者は、放射能を多量に浴び、その影響により、負傷し

△通知編▽ 原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律の一部を改正する法律等の施行について

昭四四第五四三

五三三

又は疾病にかかり易く、また、負傷又は疾病が治ゆしにくい等の事情があり、日ごろから死に対する特別な不安感をいだいてゐる。今回の改正の趣旨は、今なお、このような不安な日常生活を余儀なくされている特別被爆者への国家的な関心の表明として、特別被爆者が、原子爆弾の傷害作用の影響に關連があると思われる原因により死亡した場合に、その葬祭を行なう者に対し、葬祭料を支給することにより、これら特別の状態にある被爆者の精神的不安をやわらげ、もつてその福祉を図ることとしたものである。

第二 改正の内容

- 1 葬祭料は、特別被爆者が死亡したとき（その死亡が原子爆弾の傷害作用の影響によるものでないことが明らかである場合を除く。）に、その葬祭を行なう者に対し、支給するものであること。
- 2 葬祭料の支給を行なう者は、特別被爆者の死亡の際における居住地（居住地を有しないときは現在地とする。以下同じ。）の都道府県知事（居住地が広島市又は長崎市であるときは当該市の長とする。）であること。
- 3 葬祭料の額は一万円であること。
- 4 葬祭料の支給に要する費用及び葬祭料に係る事務の処理に要する費用は、都道府県、広島市及び長崎市が支弁するものとし、国は都道府県、広島市及び長崎市に対し、当該費用を交付するものであること。

第三 運用上の注意

- 1 死亡した原因について
法第九条の二に規定する「死亡が原子爆弾の傷害作用の影響によるものでないことが明らかの場合」とは、死亡の原因となつた負傷又は疾病が原子爆弾の傷害作用の影響によつて誘発され、又は増悪したものでないことが明らかの場合をいい、おおむね、次のような場合であること。ただし、(1)から(3)までに該当する場合であつても、原子爆弾の被爆が誘因となつた心因性障害による自殺等事例によつては、これに該当しないものもあるので、個別具体的に判断されたいこと。
- (1) 先天性疾病、遺伝性疾病及び原子爆弾被爆以前からの精神病等原子爆弾被爆以前に原因がある疾病による死亡
- (2) 交通事故、労働災害、天災等の不慮の事故及び他者の犯罪行為等他の外的作用が原因となつた死亡
- (3) 自殺及び闘争、泥酔による負傷又は疾病に基づく死亡等自己の行為が原因となつた死亡
- 2 葬祭を行なう者について
(1) 法第九条の二に規定する「葬祭を行なう者」とは、現実に葬祭を行なう者をいい、葬祭を二人以上の者が行なうときは、そのうちの主として葬祭を行なう者であること。
- (2) 法第九条の二に規定する「葬祭を行なう者」とは、死亡した者の遺族（配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹をいう。以下同じ。）に限定されないが、死亡した者に遺族がい

第四 その他

規則様式第七号の改正により、健康管理手当認定申請書に添付する疾病用の診断書が別添のとおり改められたので、ご留意のうえ取り扱われたいこと。

第五 施行期日等

今回の法律等の一部改正は、昭和四四年七月二五日より施行され、同年四月一日から適用されるので、葬祭料の支給は同日以降に死亡した特別被爆者について行なわれるものであること。

別添 略

(注一) 四八〇頁（注三）参照。

(注二) 原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律施行令の一部を改正する政令（昭和五六年政令第二三四号）により昭和五六年八月一日以降の死亡に係るものから九万七〇〇〇円に引き上げられた。

(注三) 現在は、第三十一条の七である。

(注四) 現在は、第二十三条第一項である。

3 その他

- (1) 特別手当受給権者又は健康管理手当受給権者であつた特別被爆者の死亡について、規則第三十一条の二の規定により葬祭料の支給の申請が行なわれた場合において、当該死亡についての規則第一七条（第二十四条第一項により準用される場合を含む。）の届書が提出されていないときは、当該届書がすみやかに提出されるよう指導されたいこと。なお、この場合において当該届書に死亡を証する書類を添えることは要しないものであること。
- (2) 規則第三十一条の二の規定による葬祭料の支給の申請が行なわれた場合において、当該申請に係る死亡した特別被爆者の被爆者健康手帳が原子爆弾被爆者の医療等に関する法律施行規則（昭和三二年厚生省令第八号）に基づき返還されていないときは、当該手帳の返還が行なわれるよう指導されたいこと。

- (3) 葬祭料と生活保護の關係については、葬祭料が、特別の状態にある被爆者に対する国家的関心の表明として支給されるものであつて、葬祭の実費にあててゐる趣旨のものでないため、生活保護法上の取扱いは収入として認定されないものであること。

昭四四第五四三

五三三